行政事務支援システムの機器賃借等に係る契約書

収入

印紙

京都府を甲とし、(決裁後記入)を乙として、甲乙各当事者は、次のとおり行政事務支援システムの機器賃借等に係る契約を締結する。

第1章 契約要項

(契約要項)

- 第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。
 - (1) 契約の対象

令和5年度行政事務支援システムの機器賃借等 一式

- (2) 契約金額
 - ア 行政事務支援システムの導入業務委託料

委託料 (決裁後記入) 円

- (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(決裁後記入)円)
- イ 行政事務支援システムの機器賃借料

賃借料全体額(決裁後記入)円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(決裁後記入)円)

賃借料月額については、月額別表1のとおりとする。

賃借期間に1月未満の端数があるときは、賃借料は日割計算により算出した額とする。

- (3) 契約保証金(決裁後記入)円(※京都府会計規則第159条各号に該当する場合は免除)
- (4) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年 2.5 パーセント

第2章 行政事務支援システムの導入業務委託

(委託期間)

第2条 行政事務支援システムの導入業務の委託期間は、契約締結の日から令和6年1月 31日までとする。

(業務の処理方法)

- 第3条 乙は、別添の業務仕様書により委託業務を処理しなければならない。
- 2 乙は、前項の業務仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるもの とする。

(推進体制)

- 第4条 甲及び乙は、本契約後速やかに、業務の履行のための連絡、確認を行う主任担当 者及びその他の推進体制を定め、それぞれ相手方に書面で通知するものとする。
- 2 甲及び乙は、業務に関する相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼等を行 う場合、前項で定めたそれぞれの主任担当者を通じてのみ行うものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項により定めた主任担当者等の変更がある場合には、直ちに相手方 に対して、書面をもって通知するものとする。

(乙の一般義務)

- 第5条 乙は、委託業務の実施のために甲から借り受けた技術資料、業務資料等及び甲保 有のシステム等の開発設備、開発環境、各種資料その他甲の管理物(以下「提供資料等」 という。)を利用する場合には、善良な管理者の注意をもってそれらを利用するものと する。
- 2 乙は、甲から借り受けた提供資料等を、利用目的以外の用途に利用し、又は、甲の承 諾なくして受託者以外の者に提供してはならない。
- 3 乙は、甲から借り受けた提供資料等を、当該資料の利用目的の終了後速やかに甲に返 却するものとする。
- 4 乙は、委託業務に従事する乙の従業員について、労働法規その他関係法令に基づく雇 用主としての一切の義務を負うものとする。

(処理状況の調査等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、 又は自らその状況を調査することができる。

(委託業務の内容の変更)

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更 し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間 を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(成果物に関する権利)

- 第8条 乙は、委託業務の成果物に関する一切の権利(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利を含む。)を、無償で甲に譲渡するものとする。ただし、委託業務の成果物のうちプログラムの構成部品であるルーチン、関数、モジュール、型等(以下「プログラム構成部品」という。)で、乙が従来より権利を有していたものについては、乙に留保されるものとする。この場合において、乙は甲に対し、当該プログラム構成部品について、甲が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。
- 2 乙は、成果物に関する著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利)を行使しないものとする。

(業務完了報告及び検査)

- 第9条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに甲に業務完了報告書を提出しなければ ならない。
- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日(以下「検査期間」 という。)以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。
- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正 を行い、再検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。 (委託料の支払)
- 第10条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって委託料の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に委託 料を支払わなければならない。
- 3 甲は、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第4号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、天災地変等やむを得ない事由により約定期間内に支払をすることができないときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に

算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(検査の遅延)

第11条 甲が第9条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第3項及び第4項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

- 第12条 乙は、第2条の期間内に業務を完了できないときは、その期間の経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第1条第4号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 2 前項の遅延賠償金の端数処理の計算方法については、第10条第4項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256
 - 号) 」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例(平成23年京都府条例第29
 - 号) | と読み替えるものとし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

第3章 行政事務支援システムの機器賃借

(契約物件)

第13条 乙は、甲に対し、別紙に掲げる物件の賃貸を行うものとする。

(賃貸借期間及び設置場所)

- 第14条 機器賃借の期間は、令和5年12月1日から令和10年11月30日までとする。
- 2 設置場所は、別に定める。

(賃借料の支払)

- 第15条 乙は、各月分の賃借料の支払を翌月以降において甲に対して書面をもって請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内に賃借料を支払わなければならない。
- 3 甲は、前項の期間内に賃借料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第4号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(売却等の制限)

- 第16条 乙は、甲の承諾を得ないで契約物件を第三者に売却してはならない。
- 2 乙は、契約物件に質権その他形式のいかんを問わず、甲の契約物件の完全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

(追加又は取替え)

第17条 契約物件の追加、取替え及び改造の必要が生じた場合は、甲乙双方で協議の上、

定めるものとする。

(善管義務)

- 第 18 条 甲は、契約物件の据付け場所を善良な管理者の注意をもって常に良好な環境に整備しなければならない。
- 2 甲の責めに帰すべき理由によって機器が損害を受け、又はこれに損傷を与えたときは、 乙は甲に対しその賠償を請求することができる。
- 3 甲は、乙の契約物件を他人の権利の目的物とすることはできない。 (立入権)
- 第19条 乙は、その関係者を契約物件の納入、据付け、調整、修理等のために機器の据付け場所に立ち入らせることができる。この場合において、その関係者は、必ずその身分を証明する証票を携行しなければならない。

(契約物件の保守)

- 第20条 乙は別添の業務仕様書に基づき契約物件の保守を実施するものとする。 (契約物件の返還)
- 第21条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又はこの契約が解除されたときは、契約物件 を乙に返還するものとする。ただし、乙は賃借期間が満了した場合に限り、甲が指定す るソフトウェアに関する所有権を無償で甲に譲渡するものとする。
- 2 賃借物件の返還は、甲乙協議の上定めた期間内に行うものとする。

第4章 一般事項

(契約の解除)

- 第22条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- (1) 乙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に 着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、 乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者 その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同 じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この 号において同じ。)であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め られるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアから

オまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契 約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契 約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
 - (1) 第7条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(談合等による解除)

- 第22条の2 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この 契約を解除することができる。
- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条に規定する排除措置命令、第 62 条第 1 項に規定する納付命令又は第 64 条第 1 項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(予算削減に係る契約の解除等)

- 第23条 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき賃借料が減額され、又は削除されたときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲が、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、 乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

(特定調達契約に係る契約の解除等)

- 第24条 甲は、第22条第1項及び第22条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約の履行を停止し、又はこの契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、 その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

- 第25条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき(第2項の規定により第2号に該当するときとみなされるときを除く。)は、この限りでない。
 - (1) 第22条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
 - 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 7 5 号)の規定により選任された破産管財人

- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律 第 225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 甲は、第22条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の10分の 1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第26条 乙は、この契約に関しその責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与 えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の予定)

- 第27条 乙は、第22条の2各号のいずれかに該当するときは、契約物件の賃貸借期間の満了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。 同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害 賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(契約保証金)

- 第28条 甲は、第1条第3号の契約保証金を第12条第1項の遅延賠償金及び第25条第1項の違約金に充当することができる。
- 2 甲は、第9条の検査終了後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければ ならない。

(※京都府会計規則第 159 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は本条削除) (期限の利益の喪失)

- 第29条 第25条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は 当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。 (相殺予約)
- 第30条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は乙に対する一切の債権 の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺するこ とができる。

(権利の譲渡等)

第31条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

- 第32条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義 務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対し責任 を負うものとする。

(秘密の保持)

第33条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

- 第33条の2 乙は、委託業務における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他法令を遵守するとともに、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、前項の措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないようにすること。
- (2) 個人情報の取扱いについて管理体制を定め、管理状況について適宜検査を行うこと。
- (3) この契約による事務に関して知ることができた個人情報を、他に漏らさないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (4) この契約による事務を処理するため、個人情報を取得し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。
- (5) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾を得ずに複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供しないこと。
- (6) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。
- (7) 甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理しないこと。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- (8) この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬すること。
- (9) この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によること。
- (10) この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、 当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人情報 をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した 場合は法令により罰則が適用されることがあること等、個人情報の保護のために必要な 事項を周知するとともに、個人情報の適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切 な監督を行うこと。
- (11) この契約による個人情報の取扱いの状況について、甲の指示に従い、定期に報告するとともに、甲が時期を定めて実施する実地調査に協力すること。
- (12) 前号のほか、甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いの状況について調査の必要があると認めて、乙に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。
- (13) 甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いが不適当と認めて、乙に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。
- (14) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うこと。

(関係法令の遵守)

第34条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、

労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)、 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、労働契約法(平成 19 年法律第 128 号) その他 関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(監査)

- 第35条 甲は、京都府情報セキュリティ対策基準で定める管理水準を確保するために必要があると認めるときは、乙に対し、定期的又は随時に監査を行うことができる。
- 2 乙は、前項の監査に協力し、及び必要な情報を提供しなければならない。 (協議)
- 第36条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙で協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年○○月○○日

甲 京都府知事 西 脇 隆 俊 印

乙 住 所 (決裁後記入)氏 名 (決裁後記入)印